

令和5年第1回飛騨市議会定例会議事日程

令和5年3月22日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案 第6号	飛騨市議会議員及び飛騨市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例について
第3	議案 第7号	飛騨市選挙公報の発行に関する条例について
第4	議案 第8号	飛騨市職員の自己啓発等休業に関する条例について
第5	議案 第9号	飛騨市職員の配偶者同行休業に関する条例について
第6	議案 第10号	飛騨市公益的法人等への職員派遣条例及び飛騨市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
第7	議案 第11号	飛騨市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について
第8	議案 第12号	飛騨市民間事業者等が行う書面等の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例について
第9	議案 第13号	飛騨市自主放送施設条例について
第10	議案 第14号	飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について
第11	議案 第15号	数河辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第12	議案 第16号	稲越辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第13	議案 第17号	元田辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第14	議案 第18号	坂下辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第15	議案 第19号	北部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

令和5年第1回飛騨市議会定例会議事日程

令和5年3月22日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第16	議案 第20号	山之村辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第17	議案 第21号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第18	議案 第22号	飛騨市障がい児通所支援施設条例の一部を改正する条例について
第19	議案 第23号	飛騨市老人福祉センター割石温泉条例の一部を改正する条例について
第20	議案 第24号	指定管理者の指定について(飛騨市釜崎屋内ゲートボール場)
第21	議案 第25号	飛騨市コミュニティー施設条例の一部を改正する条例について
第22	議案 第26号	財産の無償譲渡について(飛騨市東町コミュニティーセンター)
第23	議案 第27号	財産の無償貸付について(飛騨市東町コミュニティーセンター敷地)
第24	議案 第28号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
第25	議案 第29号	飛騨市ギフチョウ保護条例を廃止する条例について
第26	議案 第30号	飛騨市産業動物獣医療体制確保対策基金条例の一部を改正する条例について
第27	議案 第31号	飛騨市家畜診療所設置条例の一部を改正する条例について
第28	議案 第32号	指定管理者の指定について(飛騨河合飛騨牛繁殖センター)の変更について
第29	議案 第33号	飛騨市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
第30	議案 第43号	令和5年度飛騨市一般会計予算

令和5年第1回飛騨市議会定例会議事日程

令和5年3月22日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第31	議案 第44号	令和5年度飛騨市国民健康保険特別会計予算
第32	議案 第45号	令和5年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算
第33	議案 第46号	令和5年度飛騨市介護保険特別会計予算
第34	議案 第47号	令和5年度飛騨市公共下水道事業特別会計予算
第35	議案 第48号	令和5年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
第36	議案 第49号	令和5年度飛騨市農村下水道事業特別会計予算
第37	議案 第50号	令和5年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計予算
第38	議案 第51号	令和5年度飛騨市下水道污泥処理事業特別会計予算
第39	議案 第52号	令和5年度飛騨市駐車場事業特別会計予算
第40	議案 第53号	令和5年度飛騨市情報施設特別会計予算
第41	議案 第54号	令和5年度飛騨市給食費特別会計予算
第42	議案 第55号	令和5年度飛騨市水道事業会計予算
第43	議案 第56号	令和5年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算
第44		総務常任委員会調査報告について
第45		産業常任委員会調査報告について
第46	発議 第1号	飛騨市議会の個人情報の保護に関する条例について

令和5年第1回飛騨市議会定例会議事日程

令和5年3月22日 午後1時30分再開

日程番号	議案番号	事	件	名
追加日程第1		議長の辞職の件について		
追加日程第2		議長の選挙		
追加日程第3		副議長の辞職の件について		
追加日程第4		副議長の選挙		

令和5年第1回飛騨市議会定例会議事日程

令和5年3月22日 午後1時30分再開

日程番号	議案番号	事 件 名
追加日程第5		常任委員の選任
追加日程第6		議会運営委員会委員の選任
追加日程第7	発議 第2号	広報広聴特別委員会設置に関する決議
追加日程第8	発議 第3号	議会改革特別委員会設置に関する決議
追加日程第9		古川国府給食センター利用組合議会議員の選挙
追加日程第10	議案 第57号	飛騨市監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについて
追加日程第11		各種委員の選任

令和5年第1回飛騨市議会定例会議事日程

令和5年3月22日 午後1時30分再開

日程番号	議案番号	事	件	名
追加日程第12		閉会中の継続調査の申し出について(総務常任委員会)		
追加日程第13		閉会中の継続調査の申し出について(産業常任委員会)		
追加日程第14		閉会中の継続調査の申し出について(議会運営委員会)		

○出席議員（13名）

1 番	小笠原	美保子
2 番	水 上	雅 廣
3 番	谷 口	敬 信
4 番	上ヶ吹	豊 孝
5 番	井 端	浩 二
6 番	澤 田	史 朗
7 番	住 島	清 純
8 番	徳 川	文 美
9 番	前 村	勝 憲
10番	野 山	恵 子
11番	籠 高	邦 子
12番	葛 原	寛 徳
13番		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都 竹	淳 也
副市長	湯之	明 宏
教育長	沖 畑	康 子
総務部長	谷 尻	孝 之
企画部長	森 田	雄 一
市民福祉部長	藤 井	弘 史
商工観光部長	畑 上	あ づ
基盤整備部長	森 上	英 久
農林部長	野 村	久 裕
環境水道部長	横 山	賢 和
教育委員会事務局長	野 村	和 一
会計管理者	齋 藤	中 彦
消防長	佐 藤	上 樹
病院事務局長		
財政課長		

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡 田	浩 和
書記	倉 坪	正 明
	畠 中	み な

（ 開会 午前10時00分 ）

◆開会

◎議長（澤史朗）

皆さんおはようございます。本日の出席議員は全員であります。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（澤史朗）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、10番、野村議員、11番、籠山議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第6号 飛騨市議会議員及び飛騨市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例について
から

日程第25 議案第29号 飛騨市ギフチョウ保護条例を廃止する条例について

◎議長（澤史朗）

日程第2、議案第6号、飛騨市議会議員及び飛騨市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例についてから日程第25、議案第29号、飛騨市ギフチョウ保護条例を廃止する条例についてまでの24案件につきましては、会議規則第35条の規定により、一括して議題いたします。

これら24案件については、総務常任委員会に審査を付託してありますので、総務常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（澤史朗）

高原総務常任委員長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔総務常任委員長 高原邦子 登壇〕

●総務常任委員会委員長（高原邦子）

それでは、総務常任委員会に付託されました議案第6号から議案第29号までの合計24案件につきまして、審査の概要並びに結果について報告いたします。去る3月13日、午後1時より委員会室において審査を行いました。

初めに、議案第6号について申し上げます。本案は、飛騨市議会議員及び飛騨市長の選挙において選挙の公正を確保するとともに、立候補に係る負担軽減を図ることで立候補しやすい環境を整備することを目的とし、候補者の選挙運動に必要な費用の一部を公費で負担する制度を導入するために制定するものであります。

本条例の制定の主な内容としまして、条例の定める金額の範囲内で選挙運動用自動車、または選挙運動用ビラの作成もしくは選挙運動用ポスターの作成が公費で負担されます。

質疑の内容についてご報告いたします。「公費による負担はどのような仕組みになるのか。」との質疑があり、「事前に選挙管理委員会で確認し立候補者が業者と契約を結び、市から業者へ直接支払いする形をとる。」との答弁がありました。

次に、議案第7号について申し上げます。本案は、飛騨市議会議員及び飛騨市長の選挙において、有権者が候補者に関する情報を知る機会を確保するため、候補者の氏名、写真、政見等を掲載した選挙公報を発行するために制定するものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「期日前投票が増える中で紙だけによる配付となるのか。」との質疑があり、「紙の物は最低投票日の2日前までの配付となるが、ホームページでも公開していく。」との答弁がありました。

次に、議案第8号について申し上げます。本案は、公務を取り巻く社会環境の変化に対応できるよう、職員が自発性や自主性を活かした幅広い能力開発や国際協力の機会を確保できるよう、自己啓発等休業制度を導入するために制定するものです。

質疑の内容についてご報告いたします。「休業している場合にアルバイトはできるのか。」という質疑があり、「期間中は無給となり法律の制限もあり休業の趣旨に影響がなければ可能になるが、その都度判断が必要となる。」との答弁がありました。

次に、議案第9号について申し上げます。本案は個々の事情やニーズに応じて、職員が継続的に勤務できるような選択肢を拡充するとともに、仕事と家庭生活の両立支援の方策として、配偶者同行休業制度を導入するために制定するものです。

質疑の内容についてご報告いたします。「復帰したときにはほかの職員と均衡を考慮して給料を調整となるが、働いていた職員と同じ昇給なのか。」という質疑があり、「同じではなく経験年数として調整して行う。」との答弁がありました。

次に、議案第10号について申し上げます。本案は、社会福祉連携推進法人の設立及び運営開始に向けた全面的支援のため、市から当該法人に対し専門的な知識技能を有する一般任期付職員を派遣することができるよう定めるための改正を行うものです。

質疑の内容についてご報告いたします。「これまで派遣できなかった理由はいかがか。」という質疑があり、「臨時的任用職員はできなかったが、一般任期付職員は条例で定めることで可能となり、今回、その部分を条例で明確にし、派遣できるようにした。」との答弁がありました。

次に、議案第11号について申し上げます。本案は、市民の利便性の向上と行政運営の簡素化及び効率化を図るため、本市の行政手続についてもオンライン化を可能とできるよう必要な事項を定めるものです。

本条例の制定の主な内容としまして、1つ目に手続等のオンライン規定、2つ目に署名等の代替規定、3つ目に手数料等のオンライン納付規定であります。

質疑の内容についてご報告いたします。「マイナンバーだけで手続きが終わり、所得証明などはひもづけられているので必要ないのか。」という質疑があり、「マイナンバーカードを持っている人の同意を得て情報をもらう形になる。」との答弁がありました。

次に、議案第12号について申し上げます。本案は、飛騨市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定と合わせ、さらなる行政手続のオンライン化を促進するため、民間事業者等における書面の保存等について、情報通信の技術を利用して行うことができるよう必要な事項を

定めるものであります。

本条例の制定の主な内容としまして、1つ目に電磁的記録による保存、2つ目に電磁的記録による作成、3つ目に電磁的記録による交付等であります。

質疑の内容についてご報告いたします。「電磁的保存とはどのようなことか。」という質疑があり、「紙以外で申請した情報を保存することをいい、民間が電子で申請して、その後の処理を電子で保存できるように進めていくことになる。」との答弁がありました。

次に、議案第13号について申し上げます。本案は、飛騨市ケーブルテレビ情報施設を廃止し飛騨市自主放送施設を設置するための制定を行うものです。

本条例の制定の主な内容としまして、1つ目に自主放送の業務内容、2つ目に放送所の設置、3つ目に自主放送番組審議会の設置、4つ目に使用料の規定であります。

質疑の内容についてご報告いたします。「審議会はどのようなメンバーで頻度はどのくらいで開催するのか。」という質疑があり、「4町から1人ずつ参加してもらい、市で作成した動画の自主放送を年1回審議してもらう。」との答弁がありました。

次に、議案第14号について申し上げます。本案は、飛騨市河合森林総合利用施設の廃止に伴う改正であります。改正点は、現在休館中のY u・M eハウスを公の施設から普通財産へ変更するため、当該条例から削除するものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「普通財産となり地元の振興策で利用されるとのことだが、今後、無償譲渡ということはあるのか。」という質疑があり、「敷地が借地のため無償譲渡は難しいと思われる。今後、方法は検討する。」との答弁がありました。

次に、議案第15号から第20号について申し上げます。本案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、6地区の公共的施設の総合整備計画を定め、議決を要するものです。

質疑の内容についてご報告いたします。「今後5年間の計画だが令和5年度に取りかかる事業はあるのか。」という質疑があり、「代表的なものでは、数河辺地では洞・数河線の法面の改修工事。稲越辺地では、市道河合スキー場線の舗装・補修工事と稲越健康管理センターのトイレ改修。桂上の水道施設改修。坂下辺地では、市道杉原・小豆沢線の改修などがある。」との答弁がありました。

次に、議案第21号について申し上げます。本案は、国民健康保険法施行令及び健康保険法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

主な改正点は、1つ目に出産育児一時金の額の引上げ、2つ目に後期高齢者支援金限度額の引上げ、3つ目に軽減判定所得基準額の引上げ、4つ目に特例対象被保険者等に係る届出書類の緩和であります。質疑はございませんでした。

次に、議案第22号について申し上げます。本案は、障がい児通所支援を行うための教室の設置形態及び事業内容を整理するため、所要の改正を行うものです。

主な改正点は、1つ目に教室の設置形態の整理、2つ目に飛騨市古川やまびこ教室の事業内容の整理であります。

質疑の内容についてご報告いたします。「職員配置の効率化とはどういうもので、主従の関係というものかどうか。」という質疑があり、「1つの事業所の中に出張所があるという形と

なる。1つの事業所となることで職員の異動を柔軟に移動させて対応することができる。」との答弁がありました。

次に、議案第23号について申し上げます。本案は、飛騨市老人福祉センター割石温泉の使用料見直しのための改正を行うものです。改正点は、1つ目は入浴料の細分化、2つ目は6歳未満の者の入浴料の無料化であります。

質疑の内容についてご報告いたします。「燃料が高騰する中で値下げとするとということ、小銭を処理することが大変だから100円単位の料金とすることが理解しづらい。」また、「券売機を導入すれば効率化が図られるのではないか。」との質疑があり、「これまでも温泉を運営できるかどうかを議論してきた。とにかく人材が不足しており、券売機の導入も検討したが、そういうこと自体が負担になってきている。」「シルバー人材センターでも難しく、人材派遣会社へも頼むことができない。神岡の高齢者で風呂のない方を救うとすると、何よりも働いてくれる人の負担を減らし、老人福祉施設として継続させることが必要である。」との答弁がありました。

最後に、「料金と人材不足の解消を切り分けて考えないといけない、現状を把握し何でもしないと継続できないのが実情である。今後は、利用状況の調査を踏まえて料金体系を協議したい、入湯税の適否については整理して議員とも情報を共有し、割石温泉の在り方について議論を深め、条例改正が必要な場合は、適時協議をお願いしたい。」とのことであった。

次に、議案第24号について申し上げます。本案は、飛騨市釜崎屋内ゲートボール場の指定管理者の指定で、令和5年4月から5年間、神岡町の飛騨市ゲートボール協会神岡支部を指定するものです。質疑はございませんでした。

次に、議案第25号から第27号について申し上げます。本案は、飛騨市東町コミュニティーセンターの廃止に伴う改正を行い、地元地縁団体へ無償譲渡するためのものであります。理由は、供用開始後10年を経過したことから、今後、より地域の実情に応じた利用ができるようにすることで地域活動の活性化を図ることを目的とするものです。

質疑の内容についてご報告いたします。「併設されている建物で火災保険はどのように対応されるのか。」という質疑があり、「民間の保険会社に加入してもらう予定であるが確認中である。」との答弁があり、また、「修復が必要な個所があるかが、どのようにして譲渡するのか。」という質疑があり、「3月末までに修繕して譲渡する。3月以降については、状況により面積按分をかけて負担していただくことも出てくる。」との答弁がありました。

次に、議案第28号について申し上げます。本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により低迷しているコミュニティ活動を促進するために公民館等使用料を無料化するものと、飛騨市東町コミュニティーセンターの廃止に伴う改正を行うものです。

質疑の内容についてご報告いたします。「影響額はどの程度か。」という質疑があり、「令和3年度の実績では169万円となる。」また、「高齢などにより活動が縮小した状況の把握はいかがか。」という質疑があり、「高齢で使用しなくなったサークルもある。コロナ禍により合唱などの声を出す団体の活動がストップしているので、今後、特に使用してもらいたい。」との答弁がありました。

次に、議案第29号について申し上げます。本案は、他法令によってギフチョウの保護が担保されていることにより、条例の廃止を行うものであります。質疑はございませんでした。

当委員会に付託されました、これら24案件についていずれも討論は無く、全会一致で原案のと

おり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔総務常任委員長 高原邦子 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第6号から議案第29号までの24案件につきましては、討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより一括して採決をいたします。

議案第議案第6号から議案第29号までの24案件について、委員長の報告は可決であります。これら24案件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よってこれら24案件については、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第26 議案第30号 飛騨市産業動物獣医療体制確保対策基金条例の一部を改正する条例について
から

日程第29 議案第33号 飛騨市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

◎議長（澤史朗）

日程第26、議案第30号、飛騨市産業動物獣医療体制確保対策基金条例の一部を改正する条例についてから日程第29、議案第33号、飛騨市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてまでの4案件につきましては、会議規則第35条の規定により、一括して議題といたします。これら4案件については産業常任委員会に審査を付託してありますので、産業常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

〔産業常任委員長 前川文博 登壇〕

●産業常任委員会委員長（前川文博）

それでは、産業常任委員会に付託されました議案第30号から議案第33号までの合計4案件につきまして、審査の概要並びに結果について報告をいたします。さる3月13日、午前10時より委員会室において審査を行いました。

はじめに、議案第30号について申し上げます。本案は、獣医師の確保が困難な状況であることから、獣医師確保を図るための方策として、貸付条件拡充のための改正を行うものであります。改正点は、1つ目に市内在住の住所要件の撤廃、2つ目に就職準備資金の貸付額を20万円から50万円へ増額するものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「住所要件を拡大するということは、市内の枠を外して全国展開で募集するということなのか。」という質疑があり、「通勤圏内の高山市等から来てくれ

る獣医師も対象にするなどというためである。」という答弁がありました。「貸付金額をもっと多くしてインパクトを高める必要があるのでは。」という質疑があり、「効果の状況をみて見直しをしていく。」という答弁がありました。

次に、議案第31号について申し上げます。本案は、飛騨牛の削蹄料及び検査料を定めるための改正を行うものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「これまでの削蹄は誰がどのように対応してきたのか。」という質疑があり、「資格をもっている農家で対応してもらっていたり、診療を伴う場合は市が対応していたが、今回明確にし、一部の農家の負担を減らし家畜診療所が対応できるようするもの。」との答弁がありました。

次に、議案第32号について申し上げます。本案は、令和5年3月31日で指定期間が切れる万波牧場の管理を、令和5年4月1日から飛騨河合飛騨牛繁殖センターと併せて一括して管理してもらうための改正をするものであります。質疑はございませんでした。

次に、議案第33号について申し上げます。本案は、県営土地改良事業のかんがい排水事業の分担金総額の算定率を引き下げるための改正を行うものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「12月1日に遡及して適用させるのはなぜか。」という質疑があり、「県営事業が12月1日に採択されており、その日まで遡及して適用させる必要があるため。」という答弁がありました。

次に、「今回の改正で市がほかの分まで負担金を負担することになるのか。」という質疑があり、「国・県は指針に基づき負担の目安が示されており、市の部分について条例でその負担割合を統一し明確にするための改正である。」という答弁がありました。

当委員会に付託されました、これら4案件については、いずれも討論は無く、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔産業常任委員長 前川文博 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第30号から議案第33号までの4案件については、討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより一括して採決をいたします。

議案第30号から議案第33号までの4案件について、委員長の報告は可決であります。これら4案件は委員長報告のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、これら4案件については、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第30 議案第43号 令和5年度飛騨市一般会計予算
から

日程第43 議案第56号 令和5年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算

◎議長（澤史朗）

議案第30、議案第43号、令和5年度飛騨市一般会計予算から日程第43、議案第56号、令和5年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算までの14案件を会議規則第35条の規定により、一括して議題といたします。

これら14案件につきましては、予算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査結果報告書のとおり原案を可決すべきものとしております。

予算特別委員会の審査の経過及び結果の報告につきましては、議員全員で構成する予算特別委員会でありましたので、会議規則第39条第3項の規定により、委員長報告は省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって本案にかかる委員長報告は省略いたします。

これより討論に入りますが、議案第43号につきましては、討論の通告がありませんので、討論を終結します。

それでは、議案第43号について採決をいたします。本案の委員長報告書は可決であります。委員長報告書のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号について討論の通告がありますので討論を行います。まず反対者の発言を許可します。11番、籠山議員。

〔11番 籠山恵美子 登壇〕

○11番（籠山恵美子）

議案第44号、令和5年度飛騨市国民健康保険特別会計予算に反対をいたします。私が新年度の国民健康保険予算に反対するのは、次の理由からです。高過ぎる国民健康保険料をさらに毎年6,000円引き上げるとするのは、市民の生活実態を見据えない一方的なやり方です。国民健康保険制度は、加入者の多くが高齢の年金者、非正規の労働者など社会的立場の弱い方々です。このインフレ不況の中で、年金が百数十円下がっては心配をし、光熱費がどっと上がっては悲鳴を上げている市民が大勢いらっしゃると思います。都竹市政は常に弱者を守るのは政治の仕事だと表明しております。今、公共料金を引き上げるとするのは、その信念に逆行するものではないでしょうか。もちろん市長も部長も反論するでしょう、何を言っているんだと。県への納付金が上昇していて、基金も底をついたら大変なことになるんだというわけです。確かに国民健康保険財政を握っているのは県でありますから、事業費納付金は100%上納しなければなりません。また、医療費削減ができなければ、努力支援交付金も来ません。市のご苦勞は理解できます。

しかし、だからといって右肩上がりに値上げしていく国民健康保険料をそのまま受益者負担に

したら、今でも社会保険料の2倍近い国民健康保険料なのに、それこそ多くの加入者が払えなくなってしまう。行政がやるべきことは1つです。市民のことを第一に考えるのであれば、一般会計からの繰入補填をして、国民健康保険料を引き下げることです。これをしなければ高過ぎる国民健康保険料での市民の苦難と国民健康保険制度の矛盾は拡大するばかりです。国民健康保険制度を安定させる手だては、これしかないとは私は考えます。

この際、最後に申し上げます。市はこれまでも一般会計から保険料軽減のための繰入れを行うことは、他の医療保険制度に加入している市民との不公平が生じるため行わないと言っております。今回の提出資料でも述べておりました。何が不公平なのでしょう。いつも国民健康保険の繰入れに関してだけ市民を分断、対立するようなことを平気でおっしゃいますが、なぜなのでしょう。私には甚だ疑問です。社会保険の市民が、そのような不満を言うのなら、あなたもいずれ退職したら、最後まで国民健康保険のお世話になるんですよと論せば済む話ではないでしょうか。仮に子供がいない大人が自分の納めた税金は教育予算に使うなど不満を言うのでしょうか。言いません。自分も子供の時代があったのですから。こういうことはちょっとした想像力の欠如であって公平でも、不公平でも何でもありません。どうか行政には、このように市民を分断するような、そして誤解を生むような対応は控えていただき、それを願い反対の討論といたします。

〔11番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（澤史朗）

次に、賛成者の発言を許可します。5番、井端議員。

〔5番 井端浩二 登壇〕

○5番（井端浩二）

議案第44号、令和5年度飛騨市国民健康保険特別会計予算について原案に賛成する立場から討論させていただきます。飛騨市の国民健康保険は、人口減少に伴い加入者も減少し、加入者の年齢も高齢化しています。そんな中でも保険料は県下42市町村の中37番目、下から6番目で低い保険料となっています。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により物価高と生活費の圧迫が見られることから、保険料の値上げを据え置きされました。

令和5年度より、保険料が年間約6,000円上がるようですが、激変緩和措置で財政調整基金より投入することで保険料を抑えてきたためです。値上げすることはどんな場合でも大変心苦しいことですが、今後、予定されている県内保険料統一や医療費等の上昇や、保険者の減少などにより、今のままでは各自治体へ割り当てられた納付金を支払うことが困難であることも予想され、保険料の増額も致し方ない措置であると考えられます。また、基金活用により、急激な増加を抑え、低所得者には軽減措置も行われています。かかった療養費は、基本的には保険加入者が負担しなければならないと考えるところがございます。加えて、特定健診は病気の早期発見、早期治療に結びつけ、医療費抑制を図ることができます。飛騨市の受診率は全国でも高い位置にあり、市民の健康の関心が高いことがうかがい知ることができます。こうした取り組みを続けながら、今後さらに高齢化が進み、医療のお世話になる機会が増えると予想されますが、日本が誇る国民皆保険制度により、国民の健康は守られていくものと考えます。そうした意味でも、令和5年度飛騨市国民健康保険特別会計は健全な運営がされるものと考え、また市民のご理解がいただけるものと思い、賛成をさせていただきます。

〔5番 井端浩二 着席〕

◎議長（澤史朗）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

討論なしと認め、討論を終結します。

この採決は起立によって行います。議案第44号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

◎議長（澤史朗）

起立多数です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号から議案第54号までの10案件について討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結します。議案第45号から議案第54号までの10案件について一括して採決をいたします。これら10案件の委員長報告書は可決であります。委員長報告書のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、これら10案件については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号から議案第56号までの2案件について討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結します。議案第55号から議案第56号までの2案件について一括して採決をいたします。これら2案件の委員長報告書は可決であります。委員長報告書のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、これら2案件については、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第44 総務常任委員会調査報告について

◎議長（澤史朗）

日程第44、総務常任委員会調査報告についてを議題といたします。総務常任委員長から調査報告の申し出がありますので、これを許可します。

〔総務常任委員長 高原邦子 登壇〕

●総務常任委員会委員長（高原邦子）

今年度も昨年と同様に新型コロナウイルス感染症対策の影響を受けての活動でありました。相手先との新型コロナウイルス感染症に配慮をしながらの令和4年度の総務常任委員会の活動報告をさせていただきます。

所管事務調査としては市民福祉部所管の事務として、医療・介護・福祉人材確保の支援の事業

概要と進捗の確認、8050問題の現状と事業進捗の確認、後期高齢者医療制度改正の背景と飛騨市の現状、インボイス制度によるシルバー人材センターへの影響を行いました。

オンラインを利用して神東会で働く外国人の方々と意見交換をしました。不慣れなこともあったけれど、だんだん日本の生活にも慣れてきたとしながらも、都市部と異なり移動に対する交通の不便さを話されました。

8050問題では対象者の明確な定義がないため、市独自の考えを報告されましたが、課題として対象となる市民の把握が非常に難しいことと、一元的に把握できる組織体制になっていないことも分かりました。総務常任委員会としては、対象者の把握に向けた地域での包括した支援体制づくりができるのかを注視していくことにいたしました。

後期高齢者医療制度改正については陳情が市外の団体からも寄せられており、改正の背景と飛騨市の現状を調査しました。少子高齢化が進行していくとともに、後期高齢者と現役世代ともに保険料負担は増加すると考えられ、総務常任委員会では重症化予防などの健康増進や医療費抑制策に重点を置き事業を監視することにいたしました。

インボイス制度については、今後、仕入れ控除の段階的な引き上げがどのように調整されていくかの動きを注視することとしました。

次に総務部所管事務調査として固定資産税について調査しました。空き家等の取壊しによる固定資産税額の変更がどのように変化するのか、また支援対象となる空き家をどのように公平に判断するのが課題であるが、毎年度発送される納税通知書等を十分活用して市民等の理解を深める活動を推進することを注視することとしました。

管外視察では議事堂改修、最先端医療、介護福祉の観点から取り組むべき課題を探索し県内の施設訪問をいたしました。飛騨市にとっての最優先課題として今後は、外国人介護者が継続雇用を希望してくれるよう環境整備や待遇改善ができないか調査を進めることや介護報酬の見直しに向けた働きかけについて検討が必要であるといったしました。

次に政策過程における市の考えと市民の意見の把握のために飛騨市公共交通会議と飛騨市総合政策審議会に委員を派遣し、そこでの発言等情報を総務常任委員会所属委員全員で共有し、今議会の審議に臨みました。

全体を総括すると、委員長として私は問題、課題には基礎となるべき情報や知識の共有を図ってきました。土台がしっかりしていない意見を議論しても不毛と考えているからです。各委員は異なった意見や考えを持っていますが、基礎部分はしっかりとして審議等に臨んでいただけたと思います。付託された案件にもしっかりと取り組んで臨んでいただきました。継続して取り組まなければならないものは次の委員会に引継ぎしていく予定です。

本当に簡単ですが、以上で令和4年度の総務常任委員会活動報告とさせていただきます。

〔総務常任委員長 高原邦子 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。これで総務常任委員会の調査報告を終わります。

◆日程第45 産業常任委員会調査報告について

◎議長（澤史朗）

日程第45、産業常任委員会調査報告についてを議題といたします。産業常任委員長から調査報告の申し出がありますので、これを許可します。

〔産業常任委員長 前川文博 登壇〕

●産業常任委員会委員長（前川文博）

それでは、産業常任委員会の1年間の調査報告を行います。まず所管事務調査について報告いたします。令和4年5月18日、農林部の事業といたしまして、農産物直売所施設の事業概要と進捗の確認。また玄の子地区土地改良事業を見させていただきました。

それから、2点目に広葉樹のまちづくりの全体計画の概要と進捗の確認をいたしました。

また、令和5年1月18日には吉城コンポストの概要と事業実績、課題と今後の取り組みについて調査を行いました。

まず、農産物直売所です。竣工直前の上町農産物直売所の状況について調査を行ない、この農産物直売所は、これまで古川町朝開町にあった直売所が老朽化したことに伴い移転するもので、地域産業振興施設の1つとして指定管理制度による運営がなされるものです。農産物の生産者からの集荷は、山之村ルートと宮川・河合ルートの2つのルートで行われ、三寺めぐり朝市と上町直売所へと集められます。このことにより自動車運転免許証を返納された高齢者が出荷できるようになるとともに農業者の生産意欲の向上へつなげるものであります。また、定期的なスタッフ指導によるサービス向上や他県の物産と連携したイベントを開催するなどして販売を促進するというものであります。

次に、特色ある農産物の栽培支援としては、3つの直売所へ種苗の取りまとめを依頼し、野菜の安定的な収穫を促進することです。加えて、販売促進策として伝承作物をはじめとした野菜を使ったレシピの作成やレシピのウェブ公開により、独自性を打ち出すものであります。現地視察による調査では、広葉樹を活用した展示箇所を設けるなど農業と林業との連携が図られていることを確認できました。

次に広葉樹のまちづくりについてです。日本における森林・木材を取り巻く環境は、戦前から経済的価値の高い針葉樹の需要が高まり、その後、国による木材輸入の完全自由化により外国産材の輸入が増加し国産材価格が低下しました。円安を主な原因として外国産材から国産材への流れとなり、広葉樹に対して改めて注目されているものであります。市の面積の93%を森林が占めている森林資源に恵まれた環境にあります。流通させるまでには様々な課題があることが確認できました。

現在、針葉樹の伐採には国からの補助制度がございますが、広葉樹には補助制度がない状況です。広葉樹を経済活動への資源とするため、試験伐採を実施しながら調査データの蓄積、伐採への補助、林業関係者の人材育成などを進めていくことを確認いたしました。また、広葉樹の安定

した流通に向け、川上、川中、川下のそれぞれの事業者が連携を取り事業が展開されていました。

古川町は重地内の玄の子地区土地改良事業を視察いたしました。令和2年度から4年間にわたる土地改良事業で約12ヘクタールの圃場の整備が進められています。集積により大きな農地を整備することで耕作者の作業効率を上げ、生産性を高めることを確認いたし説明を受けました。

次に吉城コンポストについてです。畜産振興の課題である糞尿処理の現状を把握するため吉城コンポを調査しました。事業主体はJ Aひだであるが管理主体は本市を含めた5団体で構成された株式会社吉城コンポで、古川町、河合町、宮川町、国府町の畜産農家から搬入された糞尿とアルプス薬品工業の生薬残渣を利用した堆肥づくりが行われています。

施設は、平成9年に竣工し26年が経過する中で、本市からの補助などにより脱臭装置や攪拌層などの修繕を重ね施設を維持している状況にありますが、老朽化が否めない状況です。悪臭対策、堆肥の品質向上、販路拡大など多くの課題を抱えており、今後の対策が必要だと感じました。

次に管外視察について報告いたします。令和4年10月26日、27日と兵庫県朝来市と兵庫県養父市の2か所を視察いたしました。朝来市につきましては出前講座、地域通貨あさごP a y、竹田城や鉾石の道などを中心とした観光振興。養父市につきましては、国家戦略特区への取り組み。養父市おおや堆肥センターを視察してまいりました。

まず、朝来市です。朝来市役所におきまして、出前講座、地域通貨の社会実験、観光振興について説明を受けました。まちづくり出前講座については、メニューが54講座とかなり豊富で生活に密着した内容が多く、高齢者が多いため「かしこい消費者になりましょう。」というメニューが人気でした。防災教室、救急教室なども市民の要求が高く、高校性からは地元野菜、特産品がねぎですが、これの振興事業について申し込みもあります。テーマに沿って市職員が地域に出向き、市民が知りたいことについて答える出前講座は、市と市民が同じ土俵、同じ目線で身近に語られるという点で意義のある事業だと感じました。

あさごP a yは朝来市商工会が事業主体となり、朝来市観光協会と竹田城下まち商店街が協力、協賛して行っている地域通貨で市内6金融機関の協力を得て行っています。若い人たちの感性を活かすため近隣の関西学院大学生との連携し、あさごP a y公式Instagramの制作や運営、ロゴの作成を大学生が担当しています。現状は、現金とクレジットからのチャージのみで銀行口座からのチャージには対応していないことや地域外では購入したポイントが使用できない課題もありますが、限られた地域内での利用には手ごろな仕組みと思われました。地域内経済の循環や外貨獲得を目指し、儲かる地域づくりの一事業として商工会が積極的に取り組むあさごP a yの今後の拡大・推移を見ていきたいと思います。

観光振興については、竹田城や鉾石の道など世に知れた資源がありますが、コロナ禍で入り込み客数が激減しています。今後、山城サミットの開催や恋人の聖地の認定を機に女性向けの滞在型観光を模索するなど地域の強みを生かした誘客推進を図るとのことでした。

また、観光協会を令和5年度に一本化し法人化することに合わせ、DMOの設立を目指しています。今後の行方に注目したいと思います。

市内には3つの道の駅があり、地元産の農産物や加工品など魅力ある商品が豊富にあり集客に貢献していることがうかがわれました。

続いて養父市です。養父市役所におきまして国家戦略特区への取り組みの背景、効果と今後の

課題などについて説明を受け、おおや堆肥センターの現地を視察いたしました。養父市は平成16年4月に旧4町が合併し誕生した、人口は令和4年8月末現在で2万2,078人、合併当初から飛騨市と同様に急速な人口減少が続いている市でもあります。国家戦略特区への取り組みについて、農業に対する国の施策は、産業としてどうするかという観点で考えるため、全国一律のものとなります。

養父市の農業では、それに合わない、はまらないことが多く、法の規制を緩和する必要を強く感じていました。養父市の農業の将来性を憂慮することに加え、農業の衰退が地域のコミュニティや文化の喪失につながるおそれがあることから、農業関係を主体に国家戦略特区と、これは中山間農業改革特区ですが、として規制緩和に取り組んできております。

これまでに規制改革に取り組んできたメニューは10項目あります。農業関係で①農地流動化を促進するため事務手続きの迅速化、②6次産業化を推進するため農業生産法人の要件緩和、③企業の農業参入を促進するため企業による農地取得の特例などです。

これらによって得られた効果は、要件緩和によって11の農業生産法人が設立されました。営農面積が大幅に拡大され、従前の未作付地・耕作放棄地の利用の拡大につながったこと。新たな雇用が創出され所得が向上しました。女性の活躍の場が創出されるなど大きな効果を得ています。

農業以外では、テレビ電話による服薬指導の特例や過疎地域などでの自家用自動車の活用拡大。これは観光客を含めた旅客運送です。その特例等改革に取り組んでいます。全国からの視察受け入れや大臣・国会議員の訪問を受け、職員の意識改革や資質の向上にもつながっている点が大きかったです。

また、国家戦略特区による規制改革などの取り組みを評価した大学や企業との連携が増加し、スーパーシティ型国家戦略特区の指定など次へのチャレンジや深化が図られています。いろいろな規制緩和を検討し、国や県に相談する中で、現行法で対処できることに気づかされることも多々あり、こうしたことも職員のスキルアップなどにつながっている点も見えない効果として大きかったです。

養父市有機の里づくり、おおや堆肥センターについては、合併前の旧大屋町が建設した堆肥センターで、合併後は養父市有機の里づくりに取り組み、市全域での土づくりを進めるため中心的な施設として稼働しています。

発酵槽レーンは2レーンございまして、1レーンが100メートル幅3メートルです。そこで攪拌され生産された堆肥は、嫌な臭いは全くと言っていいほどなく、手に持ってもべたつきも感じず、払えば手に残らないほど完熟された堆肥となっていました。市営の直営でありまして農家の負担軽減を図る意図もあり、市からの持ち出しもあるとのことでしたが、本来は農家にすべきものを市でやっているということで、どこまで対応すればいいのかということもおっしゃっていました。

3点目、委員派遣を行いました。これは今年度、飛騨市環境審議会、第1回目と第3回目。飛騨市総合政策審議会、第1回、第2回、第3回と委員を派遣し、そこで出た意見を産業常任委員会の中で取りまとめを行い、委員会の活動につなげてまいりました。今年度、産業常任委員会で活動してきた内容は以上のとおりです。また、委員会の中で吉城コンポストの臭気、臭いについての課題と、あさご P a y の地域通貨、地域独自通貨については、翌年度の委員会においても継

続調査をしていただきたいという一致で決定をしておりますので、来年度の委員会に引継ぎをさせていただきますと思います。以上で、調査報告を終わります。

〔産業常任委員長 前川文博 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。これで産業常任委員会の調査報告を終わります。

ここで特別委員会の終了について報告いたします。1つ目は、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会についてです。令和2年5月1日の設置以来、19回にわたり委員会を開催する中で、新型コロナウイルス感染症に関する情報の把握に努めるとともに施策に関する提案を行ってきました。また、感染拡大防止や財政支援など多岐にわたる支援策を講じるよう5つの意見書を国へ提出し取組みの推進を訴えました。

2つ目は、議員定数等特別委員会についてです。令和3年3月19日の設置以来、定数割れとなった要因を確認し本市にとってふさわしい議員定数等を検討するため、市民アンケート調査を実施し、その要因と定数等について協議を重ね、取りまとめ、市民の皆様へ公表しました。また、議員のなり手不足を解消するための環境整備として、選挙運動費用の公営化について要望し、令和5年度から実現することができました。

これら2つの特別委員会は、いまほど申し上げた設置目的を達成したことから、本日をもって終了としますのでよろしくお願いいたします。

◆日程第46 発議第1号 飛騨市議会の個人情報の保護に関する条例について

◎議長（澤史朗）

日程第46、発議第1号、飛騨市議会の個人情報の保護に関する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

〔議会運営委員長 住田清美 登壇〕

●議会運営委員会委員長（住田清美）

それでは、発議第1号について説明いたします。飛騨市議会の個人情報の保護に関する条例について。飛騨市議会の個人情報保護に関する条例を別紙のとおり制定する。令和5年3月22日提出。提出者、飛騨市議会、議会運営委員会委員長、住田清美。

提案理由は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴う制定でございます。要旨について説明申し上げますので、最終ページをご覧くださいませ。制定改廃の根拠等でございますが、個人情報保護制度の全国的な共通ルール化を目的にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことにより、関連がある個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、法に準じた内容とするための制定でございます。

概要について申し上げます。デジタル社会形成整備法によって、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が1本に統合されるとともに、地

方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールが規定され、その所管が個人情報保護委員会に一元化されることとなりました。

これにより各地方公共団体には、個人情報保護法の規定による共通のルールが直接適用されることとなりますが、議会はその共通ルールの適用対象から除外されているため、自律的な措置が必要となっているため今回の条例を制定するものでございます。なお施行日は、令和5年4月1日でございます。以上でございます。

〔議会運営委員長 住田清美 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第1号につきましては、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、発議第1号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決議することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声を確認）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり決定されました。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時30分といたします。

（ 休憩 午前11時06分 再開 午後1時30分 ）

◆再開

◎副議長（徳島純次）

それでは、休憩を解き会議を再開いたします。

休憩中に澤史朗議長から議長の辞職願が提出されました。お諮りいたします。議長辞職の件についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎副議長（徳島純次）

ご異議なしと認めます。よって、議長辞職の件についてを日程に追加し議題といたします。

◆追加日程第1 議長の辞職の件について

◎副議長（徳島純次）

追加日程第1、議長の辞職の件についてを議題といたします。職員に辞職願を朗読させます。

□議会事務局長（岡田浩和）

それでは、朗読いたします。

飛騨市議会副議長、徳島純次様。飛騨市議会議長、澤史朗。辞職願、このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

◎副議長（徳島純次）

お諮りいたします。澤史朗議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎副議長（徳島純次）

ご異議なしと認めます。よって、澤史朗議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

◆休憩

◎副議長（徳島純次）

暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後1時31分 再開 午後1時32分 ）

◆再開

◎副議長（徳島純次）

休憩を解き、会議を再開いたします。澤議員から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔6番 澤史朗 登壇〕

○6番（澤史朗）

議長の辞職にあたり、一言ご挨拶申し上げます。議員の皆さま、執行部並びに職員の皆さま、そして市民の皆さまのご理解、ご協力のおかげで議長の任期を最後まで務めさせていただくことができ、ここに感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

これからは、飛騨市議会の一員として、市民の皆さまにより信頼における、そして秩序ある議会に向けて精進してまいりたいと思います。本当にどうもありがとうございました。重ねて御礼申し上げます。

〔6番 澤史朗 着席〕

◆休憩

◎副議長（徳島純次）

暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後 1 時33分 再開 午後 1 時44分 ）

◆再開

◎副議長（徳島純次）

それでは、休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま、議長が欠員となりました。お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◆追加日程第2 議長の選挙

◎副議長（徳島純次）

これより追加日程第2、議長の選挙を行います。議長の選挙は投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

◎副議長（徳島純次）

ただいまの出席議員13名であります。ただいまから投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

◎副議長（徳島純次）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」との声あり）

◎副議長（徳島純次）

配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

◎副議長（徳島純次）

異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。投票は単記無記名ですから、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。点呼に応じて議長席に向かって右のほうから登壇し、順次投票した後、左のほうから降壇願います。

点呼を命じます。

〔議会事務局長の点呼に従い投票〕

◎副議長（徳島純次）

投票漏れはございませんか。

（「なし」との声あり）

◎副議長（徳島純次）

投票漏れなしと認めます。議場の閉鎖を解きます。

〔議場解鎖〕

◎副議長（徳島純次）

開票を行います。会議規則第31条第2項により、立会人に3番、谷口議員、4番、上ヶ吹議員を指名いたします。開票の立ち会いをお願いいたします。

開票してください。

〔立会人登壇〕

〔開 票〕

〔立会人着席〕

◎副議長（徳島純次）

選挙の結果を報告いたします。投票総数13票。これは出席議員数に符合いたしております。有効投票13票、無効投票0票であります。

有効投票数のうち、住田議員9票、小笠原議員1票、前川議員1票、籠山議員1票、高原議員1票。以上のおりであります。なお、この選挙の法定得票数は4票です。したがって、住田議員が議長に当選となりました。

ただいま議長に当選されました住田議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知を行います。発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔7番 住田清美 登壇〕

◎議長（住田清美）

ただいま議長に指名をしていただきました住田でございます。議会の見える化、それから、市民との距離を近しくし、議会のチェック機能をさらに高め、よりよい飛騨市の未来につなぐために、精一杯努力させていただきたいと思っております。そのためには、市民の皆さま、それから執行部の皆さま、議員の皆さまのご協力をいただきながら持続可能な飛騨市づくりのため、一生懸命頑張らせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

〔7番 住田清美 着席〕

◎副議長（徳島純次）

以上で、議長の選挙を終わります。

◆休憩

◎副議長（徳島純次）

この際、議事の整理上、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後1時57分 再開 午後1時58分 ）

◆再開

◎議長（住田清美）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

◎議長（住田清美）

ただいま、徳島純次副議長から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。副議長辞職の件についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思

ます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件についてを日程に追加し、議題といたします。

◆追加日程第3 副議長の辞職の件について

◎議長（住田清美）

追加日程第3、副議長の辞職の件についてを議題といたします。

職員に辞職願を朗読させます。

□議会事務局長（岡田浩和）

それでは、朗読いたします。

飛騨市議会議長、住田清美様。飛騨市議会副議長、徳島純次、辞職願。このたび、一身上の都合により、副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

◎議長（住田清美）

お諮りいたします。徳島純次議員の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、徳島純次議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

◆休憩

◎議長（住田清美）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後2時00分 再開 午後2時00分 ）

◆再開

◎議長（住田清美）

休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま副議長が欠員となりました。お諮りをいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

◆追加日程第4 副議長の選挙

◎議長（住田清美）

これより、追加日程第4、これより副議長の選挙を行います。副議長の選挙は投票で行います。
議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

◎議長（住田清美）

ただいまの出席議員は13名であります。ただいまから投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

◎議長（住田清美）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

◎議長（住田清美）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。投票は単記無記名ですから、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼に応じて議長席に向かって右の方から登壇し、順次投票した後、左のほうから降壇願います。点呼を命じます。

〔議会事務局長の点呼に従い投票〕

◎議長（住田清美）

投票漏れはございませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

投票漏れなしと認めます。議場の閉鎖を解きます。

〔議場解鎖〕

◎議長（住田清美）

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定によりまして、立会人に1番、小笠原議員、2番、水上議員を指名いたします。開票の立ち会いをお願いいたします。

開票してください。

〔立会人登壇〕

〔開 票〕

〔立会人着席〕

◎議長（住田清美）

選挙の結果を報告いたします。投票総数13票。これは出席議員数に符合いたしております。有効投票13票、無効投票0票であります。有効投票のうち井端議員9票、小笠原議員2票、前川議員1票、籠山議員1票。以上のとおりであります。

なお、この選挙の法定得票数は4票です。したがって、井端議員が副議長に当選となりました。

ただいま副議長に当選されました井端議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔5番 井端浩二 登壇〕

◎副議長（井端浩二）

ただいま副議長に指名いただきました井端でございます。新議長、住田議長の下、しっかりやってきたいと思ひますし、所信表明でも言われました開かれた議会、そして住みやすい、元気な飛騨市になるよう、しっかり皆さんにご指導、そしてご協力いただきながら、しっかりやってきたいと思ひます。どうぞ1年間よろしくお願い致します。

〔5番 井端浩二 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で、副議長の選挙を終わります。

◆休憩

◎議長（住田清美）

この際、議事の整理上、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後2時10分 再開 午後2時17分 ）

◆再開

◎議長（住田清美）

休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。お手元に配付しましたとおり、追加日程第5、常任委員の選任から追加日程第11、各種委員の選任についてまでを日程に追加いたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認め、これらを日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

◆追加日程第5 常任委員の選任

◎議長（住田清美）

追加日程第5、常任委員の選任を行います。常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元にお配りした名簿のとおり指名いたします。

この後、休憩に入りますので、直ちに常任委員会を開催し、正副委員長を選任され、議長まで報告願ひます。

再開は各常任委員長、副委員長が決定次第といたします。委員会室において、初めに総務常任委員会を開催していただき、終了後に産業常任委員会を開催していただきたいと思ひます。また、

委員長が決まるまでは、年長の委員が委員長の職務を行ってください。よって、総務常任委員会は、徳島議員、産業常任委員会は、野村議員に委員長の職務をお願いいたします。

◆休憩

◎議長（住田清美）

それでは、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後 2 時18分 再開 午後 2 時31分 ）

◆再開

◎議長（住田清美）

休憩を解き、会議を再開いたします。各常任委員会より、委員長、副委員長の報告がありました。総務常任委員長には、9番、前川議員、同じく副委員長には、3番、谷口議員。産業常任委員長には、2番、水上議員、同じく副委員長には、11番、籠山議員がそれぞれ選出されました。以上報告いたします。

◆追加日程第6 議会運営委員会の選任

◎議長（住田清美）

追加日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、2番、水上議員、4番、上ヶ吹議員、6番、澤議員、8番、徳島議員、9番、前川議員、11番、籠山議員、以上6名を指名いたします。

ただいまから休憩に入りますので、直ちに議会運営委員会を開催され、正副委員長を選任していただき、議長まで報告願います。会議室は委員会室といたします。

委員長が決まるまでは、年長の委員に委員長の職務を行っていただきます。よって、8番、徳島議員に委員長の職務をお願いいたします。再開は、議会運営委員会終了次第といたします。

◆休憩

◎議長（住田清美）

それでは、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後 2 時33分 再開 午後 2 時47分 ）

◆再開

◎議長（住田清美）

休憩を解き、会議を再開いたします。

議会運営委員会より、委員長、副委員長の報告がありましたので報告いたします。議会運営委員長には、6番、澤議員、同じく副委員長には、8番、徳島議員が選出されました。以上報告いたします。

◆追加日程第7 発議第2号 広報広聴特別委員会設置に関する決議

◎議長（住田清美）

追加日程第7、発議第2号、広報広聴特別委員会設置に関する決議を議題といたします。説明を求めます。

〔議会運営委員長 澤史朗 登壇〕

●議会運営委員会委員長（澤史朗）

発議第2号、広報広聴特別委員会設置に関する決議。次のとおり広報広聴特別委員会を設置するものとする。1、名称、広報広聴特別委員会。2、目的、飛騨市議会基本条例第7条第4項の規定に基づき、令和5年飛騨市議会に関する議会だよりの編集及び飛騨市ホームページの議会情報掲載等議会広報に関する調査研究、市民意見交換会の開催、企画及び運営。3、委員定数、7人。4、継続期間、委員会は議会だよりの編集・調査及び市民との意見交換会の終了まで継続して設置し、議会閉会中も調査することができるものとする。令和5年3月22日提出。提出者、議会運営委員会委員長、澤史朗。

〔議会運営委員長 澤史朗 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ないようですので、討論を終結いたします。澤議会運営委員長から提出されました広報広聴特別委員会設置に関する決議のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。

したがって、議会だよりの編集及び意見交換会を開催するため、7人の委員で構成する広報広聴特別委員会を設置し、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

広報広聴特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、1番、小笠原議員、2番、水上議員、3番、谷口議員、4番、上ヶ吹議員、5番、井端議員、6番、澤議員、8番、徳島議員の以上7名を指名いたします。

ただいまから休憩に入りますので、直ちに広報広聴特別委員会を開催され、委員長、副委員長を選任していただき、議長に報告願います。なお、会議室は委員会室といたします。

また、委員長が決まるまで、年長の委員であります徳島議員に委員長の職務を行っていただきます。再開は、特別委員会終了次第といたします。

◆休憩

◎議長（住田清美）

それでは、暫時休憩いたします。

（ 休憩 午後2時51分 再開 午後2時56分 ）

◆再開

◎議長（住田清美）

休憩を解き、会議を再開いたします。広報広聴特別委員会より委員長、副委員長の報告がありましたので報告いたします。広報広聴特別委員長には5番、井端議員、同じく副委員長には4番、上ヶ吹議員が選出されました。以上報告いたします。

◆追加日程第8 発議第3号 議会改革特別委員会設置に関する決議

◎議長（住田清美）

追加日程第8、発議第3号、議会改革特別委員会設置に関する決議を議題といたします。説明を求めます。

●議会運営委員会委員長（澤史朗）

発議第3号、議会改革特別委員会設置に関する決議。次のとおり議会改革特別委員会を設置するものとする。1、名称、議会改革特別委員会。2、目的、議会基本条例に基づく活動を実現するため市民と情報を共有し、市民の多様な意見を市政に反映させる取り組み。市が執行する政策や事業を監視・評価する取り組み。市民に開かれた分かりやすい議会運営への取り組みに関する調査・研究。主に議場のバリアフリー化について。そして委員会の任期について。3、委員定数、7人。4、継続期間、委員会は本調査が終了するまで継続して設置し、議会閉会中も調査することが出来るものとする。令和5年3月22日提出。提出者、議会運営委員会委員長、澤史朗。

◎議長（住田清美）

以上で説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ないようですので討論を終結いたします。

澤議会運営委員長から提出されました議会改革特別委員会設置に関する決議のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。したがって、議会基本条例に基づく活動を実現するため、7人の委員

で構成する議会改革特別委員会を設置し、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議会改革特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、1番、小笠原議員、3番、谷口議員、6番、澤議員、8番、徳島議員、9番、前川議員、12番、高原議員、13番、葛谷議員の以上7名を指名いたします。

ただいまから休憩に入りますので、直ちに議会改革特別委員会を開催され、委員長、副委員長を選任していただき、議長に報告願います。なお、会議室は委員会室といたします。

また、委員長が決まるまで、年長の委員であります徳島議員に委員長の職務を行っていただきます。再開は、議会改革特別委員会終了次第といたします。

◆休憩

◎議長（住田清美）

それでは、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後3時00分 再開 午後3時08分 ）

◆再開

◎議長（住田清美）

休憩を解き、会議を再開いたします。

議会改革特別委員会より委員長、副委員長の報告がありましたので報告いたします。議会改革特別委員長には8番、徳島議員、12番、高原議員が選出されました。以上報告いたします。

◆追加日程第9 古川国府給食センター利用組合議会議員選挙

◎議長（住田清美）

追加日程第9、古川国府給食センター利用組合議会議員選挙を議題といたします。古川国府給食センター利用組合議会議員の井端浩二議員、籠山恵美子議員、谷口敬信議員、小笠原美保子議員から辞職願が提出され、組合議会の議員が4名欠員となりましたので選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名推選は議長において指名することといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、古川国府給食センター利用組合議会議員に1番、小笠原議員、3番、谷口議員、6番、澤議員、11番、籠山議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4名の議員を古川国府給食センター利用組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名の議員が、古川国府給食センター利用組合議会議員に当選されました。

古川国府給食センター利用組合議会議員に当選されました4名の議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

◆休憩

◎議長（住田清美）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後3時11分 再開 午後3時25分 ）

◆再開

◎議長（住田清美）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆追加日程第10 議案第57号 飛騨市監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについて

◎議長（住田清美）

追加日程第10、議案第57号、飛騨市監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

初めに、地方自治法第117条の規定により、13番、葛谷議員の退席を求めます。

◆休憩

◎議長（住田清美）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後3時25分 再開 午後3時25分 ）

◆再開

◎議長（住田清美）

休憩を解き会議を再開いたします。本案について説明を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは、議案第57号についてご説明申し上げます。飛騨市監査委員を選任するため、地方自

治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

選任者について申し上げます。提案理由は監査委員の辞任による選任でございます。氏名は葛谷寛徳。生年月日、住所につきましては記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（住田清美）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

○12番（高原邦子）

確認のためなのですが、監査委員辞任による選任と書かれているんですね。市のほうは、こういった辞任を申し出た者に対して、また同じように選任をしていくというケースは、ほかのところでもあるのでしょうか。

△市長（都竹淳也）

論理的にはあり得る話だと思いますけれども、間慣例的に議会のほうから選任をいただいた方、あるいは推薦いただいた方を議案として上げるということになっておりますので、その判断については、議会の中でのご判断かというふうに思っております。

○12番（高原邦子）

そうしますと、今回はこれは議会のことで議会がそうやってきたものですから、同じ人物であっても、辞任していても、また議会がそのように求めてきたということは、誰が求めてきたんですか。

△市長（都竹淳也）

議会のほうで申し合わせで決められたというふうに私は承知しておりますので、もしその辺りご議論があれば議会の中でご確認をいただければありがたいというふうに思います。

○12番（高原邦子）

議会のほうに私が質問することできませんよね。議会がそのように言ってきたということで、それはまた後ほどということで。分かりました。

◎議長（住田清美）

ほかにございませんか。

○10番（野村勝憲）

今の監査委員のことでは議会としては、議論はされておられません。それだけは私も認識しています。ほかの議員もそうだと思いますけども。

◎議長（住田清美）

ほかに質疑はございませんか。

○11番（籠山恵美子）

今の野村議員の質問とちょっとずれるんですけどいいでしょうか。答えがないうちに。

今、ちょっと調べてみましたが、地方自治法上は「監査委員は4年の任期」と書いてあります。そうすると地方自治法上、推薦されたものを認めるのは、行政側、執行部側だと思いますけれども。こちらとしては、ご本人が辞表を出すということになりますと、それは条例によってなんだろうけれども、上位法の地方自治法上と食い違いますが、それでまた同じ人が選任されるということなんです、この辺りをどういうふうに整理したらいいのでしょうか。

◆休憩

◎議長（住田清美）

暫時休憩いたします。

（ 休憩 午後 3 時30分 再開 午後 4 時11分 ）

◆再開

◎議長（住田清美）

休憩を解き会議を再開いたします。ただいま、議案第57号につきまして議会運営委員会に協議をお願いいたしましたので、その結果の報告をお願いいたします。

●議会運営委員会委員長（澤史朗）

ただいまの議会選出の監査委員の選出についての議題ですけれども、今回の先ほどの質問で監査委員を辞任されて、再び同じ方が選任されるのはいかなものかというお話があり、今、議会運営委員会で協議をいたしました。これは従来、慣例に従って任期1年ということで改選をしてまいりました。そのことで、今回、一旦辞任をし、また再選をされるという運びになったわけですが、これを議会運営委員会委員全員で確認をいたしました。それで全員共通認識の下、今回はこのとおり進めていただくことに決しました。以上報告終わります。

◎議長（住田清美）

報告が終わりました。ほかに質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第57号につきましては、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第57号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり同意されました。

◆休憩

◎議長（住田清美）

ここで暫時休憩いたします。

（ 休憩 午後4時13分 再開 午後4時16分 ）

◆再開

◎議長（住田清美）

休憩を解き会議を再開いたします。

◆追加日程第11 各種委員の選任

◎議長（住田清美）

追加日程第11、各種委員の選任を議題といたします。各種委員の選任は、ただいまお手元にお配りしました飛騨市議会構成表及び各種委員会等名簿のとおりといたします。

各常任委員会、議会運営委員会から委員会において、審査あるいは調査中の事件につきまして、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。これらを日程に追加し、議題とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

異議なしと認め、これらを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◆追加日程第12 閉会中の継続審査の申し出について（総務常任委員会）

追加日程第13 閉会中の継続審査の申し出について（産業常任委員会）

追加日程第14 閉会中の継続審査の申し出について（議会運営委員会）

◎議長（住田清美）

追加日程第12から追加日程第14までを一括議題といたします。

お諮りいたします。閉会中の継続審査の申し出につきましては、お手元に配付しました申出書のとおり許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって申出書のとおり許可することに決定いたしました。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは、定例会の閉会にあたりまして一言御礼のごあいさつを申し上げます。今議会、23日間にわたりまして、一般会計、特別会計の補正予算、条例の制定改正、あるいは令和5年度当初予算と多数の案件につきまして、慎重かつ活発なご審議を賜り、全ての議案につきまして可決、ご承認をいただきました。誠にありがとうございました。

本会議並びに各委員会を通じて議員の皆様方からいただきました数々のご指摘やご意見につきましては、これまで同様にしっかりと受けとめさせていただき、各種の答弁等において申し上

げた事項を含め、進捗状況を管理しながら、今後の市政運営や予算編成に生かしてまいります。

また、住田清美議長、井端浩二副議長並びに各委員会等委員にご就任されました議員の皆様方には心よりお祝いを申し上げます。今後の円滑な議会運営、市政運営に向けてのご尽力をお願いを申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきまして少しご報告を申し上げたいと思います。全国的に第8波の感染が収束しつつありまして、本市におきましても昨日現在の週1日平均の新規感染者数は1.6人となっております。先週の金曜日より2人を下回る状態が続いております。こうした中、今月8日に開催されました政府の新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードにおきまして、感染症法上の位置づけが5類に変更された後にあっても求められる身近な感染対策についての見解が5つの基本として示されました。特にマスクの着脱につきましては、地域の感染状況や周囲の状況などを考慮して判断し、外出時にはマスクを持ち歩き、必要な場面ではできるだけ着用に応じるべきとされております。また3密の回避や換気は引き続き有効とされ、体調不安や症状がある場合には、自宅での療養、あるいは受診をすること。特に高齢者や持病のある方と会う際には体調管理を厳重にするよう求めるなどの内容も含まれております。市といたしましても5類移行後においては、こうした基本的な感染対策を踏まえつつ、予定されている行事、イベント、会議、会合等は原則として計画どおりに実施をしたいと考えております。

また、新年度におけるワクチン接種につきましては、令和5年度の1年間は現行の特例臨時接種の実施期間を延長し、個人負担なしで接種を行う方針が国において最終決定されました。それによりますと、接種対象者及び接種時期は、初回接種を完了した5歳以上の全ての年齢の方に対し、9月から12月の間に1回とされ、65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する方など重症リスクが高い方には、5月から8月の間に前倒しして、さらにもう1回接種を行い、医療介護従事者等にも同時期に1回接種機会を提供することとされております。市では65歳以上の高齢者等への令和5年春開始接種につきまして、5月中旬を目途に接種を開始できるよう既に実施に向けたスケジュールの検討や事務的な準備に着手しております。必要な予算につきましては、国庫補助の内容を見定めて4月早々にも専決処分にて対応させていただきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

最後となりますが議員各位の市政発展に向けたより一層のお力添えをお願いいたしまして、閉会のごあいさついたします。ありがとうございました。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で市長の発言が終わりました。

◆閉会

◎議長（住田清美）

それでは、本日の会議を閉じ、2月28日から23日間にわたりました令和5年第1回飛騨市議会定例会を閉会といたします。お疲れ様でした。

（ 閉会 午後4時21分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会新議長

飛騨市議会旧議長

飛騨市議会旧副議長（臨時議長）

飛騨市議会議員（10 番）

飛騨市議会議員（11 番）